

注(1) 金応斗 一五七七—一六一四年。久米村金氏(阿波連家)七

世。官は正議大夫に陞る(『家譜』(二)七六頁)。

1-32-14

国王尚寧の、冊封使の帰朝の消息をたずねて使者馬三魯等を遣わす執照(二六〇七、三、八)

琉球国中山王尚(寧)、天使の回駕するに音信を詢問す等の事の爲にす。

聖恩もて、二位の、欽差の工科都給事中夏(子陽)・行人司行人王(士楨)等の員役を差わし、海船に坐駕し、万曆三十四年(一六〇六)六月内、国に到りて、勅を頒ち皮弁冠服を齎賜するを荷蒙す。封建の事畢り、十月二十一日に回駕す。且つ本国は仍お王舅・大夫・使者・通事等の官の毛鳳儀等の員役を差わして謝恩せしむ。船は就ち十一月二十一日、開洋する外、第だ、山海の阻隔するに縁り、音信知る莫し。此の爲に今、使者・都通事の梁順等の官を差わし、夷梢を率領し、本国の小船に坐駕し、福建地方に前去して、回朝等の消息を採探せしむ。仍お生硫黄二千斤を齎載して以て前年の真儀を補う。合に洪字第四十三号半印勘合を給し、都通事梁順等に付し収執して前去せしむべし。如し経過の関津把隘及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅

慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

計開

使者一員 馬三魯 人伴四名

都通事一員 梁順 人伴四名

通事一員 林世重 人伴二名

管船火長・直庫二名 林俊 馬極美

梢水共に三十名

右の執照は都通事梁順等に付し、此れに准ぜしむ

万曆三十五年(一六〇七)三月初八日給す

執照

1-32-15

国王尚寧の、進貢のため長史鄭子孝等を遣わす執照

(二六〇七、八、二五)

琉球国中山王尚(寧)、進貢等の事の爲にす。

今、特に長史・使者・通事等の官の鄭子孝等を遣わし、表箋文各一通を齎捧せしむ。海船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を装載して京に赴き進貢す。所擲りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。本府、除外に今、洪字第四十五号半印勘合執照を給し、通事林世重等に付